いわゆる「宙に浮いた年金記録」の確認作業に関する質問主意書

提出者 江田憲

可

いわゆる「宙に浮いた年金記録」の確認作業に関する質問主意書

11 わゆる 「宙に浮いた年金記録」 につき、 あくまで国民の側に立って納付記録の確認作業を行うべきとの

立場から、以下具体的に質問する。

1 総務省に、 保険料が納付されているか否かを判定する第三者委員会を設置するとのことだが、国民に二

度三度足を運ばせないためにも、その判断基準を具体的に定め、事前に国民に公表すべきではないか。

2 納付したという何らかの物証 (領収書、 銀行通帳出金記録、 雇用主の記録等)もなく、第三者の証言等

物証以外の証拠もない場合、 納付の有無をどう判定するのか。 それとも、 その場合、 「納付の事実なし」

と判定するのか。

3 第三者委員会への申し立てにつき、すべて自動的に認めるのは問題ではあるが、 問題が社会保険庁

国 側の一方的重過失で発生した以上、その申し立て内容が 「間違い」或いは「虚偽」であるという挙

証責任は、 第三者委員会側が負うべきではないか。それともあくまでも申立人が「納付の事実」を証明し

なければならないのか。端的に答えられたい。

4 中央だけではなく、 総務省の出先機関にも第三者委員会を置くとのことだが、 全国で何箇所の設置を予

- 定しているのか。 委員会までの交通費等については、 また、 その設置場所につき、 申立人の負担とするのか、 申立人の利便性を考慮することは勿論のことだが、 或いは国で何らかの補填を行うの 第三者
- 5 現在、 社会保険庁において、 二十四時間電話相談窓口を設置しているが、 実際問題として、コンピュー
- ターシステムが十八時に終了してしまうのであれば、 電話窓口が二十四時間設置される効果がかなりの部
- 分減殺される。 コンピューターシステムも二十四時間稼動システムに変更すべきと考えるが、 見解 如何。
- 6 六月十日に、 全国二十三県の百三十カ所の社会保険事務所で、 公的年金の記録を管理する社会保険庁の
- 照会システムに障害が発生し、 相談に来た加入者らの記録照会ができなくなったとのことであるが、 トラ

今後同様の障害が起こらないように早急に対策を講じるべきと考えるが、

その対応

如何。また、その対策にどの程度の費用がかかるのか。

ブルの原因は

なにか。

- 7 は、 六月九日 いつまで行うのか。また、 (土曜日)、 十日 (日曜日) 相談時間帯の拡大を考えていないのか。 と週末の相談業務を行ったというが、この週末、 休日の相談業務
- 8 繁華街 への臨時の相談窓口 の設置は、 事前の広報不足で相談件数も少数との報道もあるが、今後、 7
- どこに設置するのか。 計画的に行い、 かつ事前に相談者への周知徹底を図るべきではないか。